

会社法第 791 条第 1 項及び第 801 条第 3 項に定める事後備置書類
(吸収分割に係る事後開示事項)

2024 年 4 月 1 日

東京瓦斯株式会社

株式会社ヒナタオエナジー

2024年4月1日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
代表執行役 笹山晋一

東京都港区海岸一丁目5番20号
株式会社ヒナタオエナジー
代表取締役 来村俊郎

東京瓦斯株式会社（以下「承継会社」といいます。）及び株式会社ヒナタオエナジー（以下「分割会社」といいます。）は、2024年1月22日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約書」といいます。）に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、分割会社を吸収分割会社とし、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2024年4月1日をもって効力を生じております。

2. 分割会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

分割会社の株主は承継会社のみのため、会社法第784条の2の規定に基づき、本吸収分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

分割会社の株主は特別支配会社である承継会社のみのため、会社法第785条の規定による手続を実施しておりません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続を実施しておりません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 2 月 5 日付官報及び電子公告において債権者に対する公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、承継会社において会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 796 条の 2 ただし書の規定により、承継会社の株主は本吸収分割をやめることを請求することはできません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 797 条第 4 項の規定に基づき、2024 年 2 月 5 日付で電子公告を行いました。なお、本吸収分割は、承継会社において会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 797 条第 1 項ただし書の規定に基づき株式買取請求を行うことができる株主はおりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき 2024 年 2 月 5 日付官報及び電子公告において債権者に対する公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日である 2024 年 4 月 1 日をもって、分割会社から、本吸収分割契約書の定めに従い、同社の太陽光エネルギーサービス事業に関する権利義務を承継いたしました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産、負債の額は、次の通りです。

承継資産額	403 百万円 (概算値)
承継負債額	356 百万円 (概算値)

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2024 年 4 月 4 日 (予定)

6. 前各号に掲げるもののほか、本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上